【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
タイトル	【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款	店頭外国為替証拠金取引約款
第1条 (本約款 の趣旨)	1. この約款(以下「本約款」といいます。) は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社(以下「当社」といいます。) との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。) に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。) によりお客さまに提供するサービス(以下「本サービス」といいます。) の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」といいます。) の関連個所または用語集において説明しています。	1. この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客さまがワイジェイFX株式会社(以下「当社」といいます。)との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。)に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客さまに提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。(記載なし)
	(省略)	(省略)
第 2 条 (リスク および自己責任 の原則)	外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建てMMF等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただき、かつ外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。	外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建て MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただき、かつ外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。
	 (1) 外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等(第8条第7項に定義されます。)もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。 (2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。 (3) 外国為替市場では24時間常に為替レートが変動している(土日・一部の休日等を除きます。)ことから、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ(価格変動リスク)があること。 (4) 外国為替証拠金取引では、少額の証拠金を拠出することで多額の取引を行うことができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがあること、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。 	 (1) 外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等(第8条第7項に定義されます。)もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。 (2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。 (3) 外国為替市場では24時間常に為替レートが変動している(土日・一部の休日等を除きます。)ことから、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ(価格変動リスク)があること。 (4) 外国為替証拠金取引では、少額の証拠金(委託証拠金を含みます。以下同じ。)を拠出することで多額の取引を行うことができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがあること、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。
	(省略)	(省略)

第6条(口座の 開設および取引 の適格要件)

1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き(本人確 認の手続き等を含みます。) に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」 口座(以下「本口座」といいます。)の開設の申し込みを行うものとします。 なお、本口座開設後、別途お手続きをしていただくことで店頭通貨バイナリ ーオプション取引「オプトレ! | 口座(以下「オプトレ!口座 | といいます。) および店頭外国為替証拠金取引トレードコレクター口座(以下「トレードコ レクター口座」といいます。)の取引を開始することが可能です。

1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き(本人確 認の手続き等を含みます。) に従い当社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex L 口座(以下「本口座」といいます。)の開設の申し込みを行うものとします。 なお、外貨 ex 口座開設後、ご希望に応じて、店頭通貨バイナリーオプション 取引に関連した知識確認テストを受けていただくことで、合格後に店頭通貨 バイナリーオプション取引「オプトレ!」口座(以下「オプトレ!口座」と いいます。)の取引を開始することが可能です。また、トレードコレクター のプロフィール登録を行うことで、トレードコレクター口座の取引を開始す ることが可能です。

(省略)

に関する注意事 項)

- 第7条(本取引 1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。 (1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げま
 - (2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連 絡させていただきます。
 - 2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものと します。本口座は、お客さまお一人さま(法人の場合は、一法人さま)につ き、一口座とさせていただきます。

第8条(口座の 開設手続およ び名義)

1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お 客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード(以下「口 座番号等」といいます。)を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口 座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号 等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が 求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、 4年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワー ドに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期 間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更す るものとします。

なお、本口座とオプトレ!口座、トレードコレクター口座は同一の口座番号・ パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自 動でその他のサービスのパスワードも変更されます。

Yahoo! JAPAN ID をお持ちのお客さまは、外貨 ex お取引画面内にて ID 連携 の設定が可能となります。

その際には、必ずお客さまご自身の Yahoo! JAPAN ID であることをご確認く ださい。特に共有端末でのご利用につきましては、十分にご注意ください。 なお、複数の Yahoo! JAPAN ID をお持ちの場合でも、本口座番号(ログイン (省略)

- 1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。
- (1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げま
- (2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連 絡させていただきます。
- 2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものと します。本口座は、お客さまお一人さまにつき、一口座とさせていただきま

(省略)

1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お 客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード(以下「口 座番号等」といいます。)を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口 座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号 等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が 求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、 4年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワー ドに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期 間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更す るものとします。

なお、外貨 ex 口座とオプトレ!口座、トレードコレクター口座は同一の口座 番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合 は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。

Yahoo! JAPAN ID をお持ちのお客さまは、外貨 ex お取引画面内にて ID 連携 の設定が可能となります。

その際には、必ずお客さまご自身の Yahoo! JAPAN ID であることをご確認く ださい。特に共有端末でのご利用につきましては、十分にご注意ください。 なお、複数の Yahoo! JAPAN ID をお持ちの場合でも、外貨 ex 口座番号(ロ

	ID)とひも付け可能な Yahoo! JAPAN ID は一つのみとなります。 ※Yahoo! JAPAN ビジネス ID では、本口座番号(ログイン ID)と連携できません。 Yahoo! JAPAN ID に登録されている情報や、パスワードの再確認等、Yahoo! JAPAN ID に関するご不明点は、Yahoo! JAPAN にご確認ください。 Yahoo! JAPAN ID ヘルプページ (https://www.yahoo-help.jp/app/home/p/544/)	<u>グイン ID)</u> とひも付け可能な Yahoo! JAPAN ID は一つのみとなります。 ※Yahoo! JAPAN ビジネス ID では、 <u>外貨 ex 口座番号(ログイン ID)</u> と連携 できません。 Yahoo! JAPAN ID に登録されている情報や、パスワードの再確認等、Yahoo! JAPAN ID に関するご不明点は、Yahoo! JAPAN にご確認ください。 Yahoo! JAPAN ID ヘルプページ (http://help.yahoo.co.jp/help/jp/edit/) (省略)
第 13 条 (証拠 金の振替)	1. オプトレ! 口座、またはトレードコレクター口座をご利用のお客さまは、お客さまが本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ! 口座、またはトレードコレクター口座へ振り替えることができます。 (省略)	1. オプトレ! 口座、またはトレードコレクター口座をご利用のお客さまは、お客さまが <u>外貨 ex 口座</u> に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ! 口座、またはトレードコレクター口座へ振り替えることができます。 (省略)
第 14 条 (注文 および注文の有 効期限)	1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象通貨、数量および約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。 2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客さまが本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合には、お客	1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象通貨、数量および約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。 2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客さまが本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合には、お客
第 15 条 (注文	さまは、電話、FAX、電子メール等のうち <u>当社が指定する方法により、</u> 売買の 注文を行うことができるものとします。 (省略)	さまは、電話、FAX、電子メール等のうち <u>別途当社が指定する方法により、</u> 売買の注文を行うことができるものとします。 (省略)
の受付)	1. お客さまが本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。 2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営	1. お客さまが本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。 2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営
	2. 間項にもかかわらず、システム障害等の理由により当任が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。	2. 前項にもかがわらり、システム障害等の理由により自社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、 <u>別途当社が認める場合以外の</u> 注文の受付は一切行わないものとします。

第 29 条 (報告 書等の作成およ び提出)

- 1. お客さまは、お客さまにかかる本取引の内容その他について、当社が日本国 の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合 には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この 場合、お客さまは、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に 協力するものとします。
- 2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に起因してお客さ まに発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限 り、当社は免責されるものとします。

事項)

第31条(免責 1.次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重 大な過失がない限り免責されることとします。 (省略)

> (10) 本サービスによりお客さまに提供された情報が正確性を欠いていたこと により生じた損害。なお、かかる事由には、カバー取引先からの異常レート の配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示 される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。

(省略)

2. 相場急変動等によるカバー取引先からの異常レートの配信、システムの故障 その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの 誤表示(当社のWebサイトに表示される高値もしくは安値の表示または円評 価に関するレートの誤表示を含みます。) が発生した場合には、当社は、当 該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消すことができるもの とし、その損害について当社は免責されるものとします。

また、相場急変動等によるカバー取引先からのレート配信の停止または異 常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づ かない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害 について当社は免責されるものとします。

(省略)

第 37 条 (個人 情報の取り扱 (1 J

当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別 涂お客さまに交付する書面にて通知し、または当社が Web サイトにて別途公表 するところに従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する 法律」(犯罪収益移転防止法)および金融商品取引法等の関連法令に基づき、 お客さまの「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて最低10年間保管 する必要があります。

- 1. お客さまは、お客さまにかかる本取引の内容その他について、日本国の政府 機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、 当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、 お客さまは、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力す るものとします。
- 2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した。 一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は免 青されるものとします。
- 1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重 大な過失がない限り免責されることとします。 (省略)
- (10) 本サービスによりお客さまに提供された情報が正確性を欠いていたこと により生じた損害。なお、かかる事由には、カウンターパーティーからの異 常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイ トに表示される高値もしくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られ ません。

(省略)

2. 相場急変動等によるカウンターパーティーからの異常レートの配信、システ ムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レ ートの誤表示(当社のWebサイトに表示される高値もしくは安値の表示また は円評価に関するレートの誤表示を含みます。) が発生した場合には、当社 は、当該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消すことができる ものとし、その損害について当社は免責されるものとします。

また、相場急変動等によるカウンターパーティーからのレート配信の停止 または異常レートの配信、システムの故障その他当社の故意または重大な過 失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、 その損害について当社は免責されるものとします。

(省略)

当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別 途お客さまに交付する書面にて通知し、または当社が Web サイトにて別途公表 するところに従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する 法律」(犯罪収益移転防止法)に基づき、お客さまの「本人確認記録」および 「取引記録」を、当社にて最低7年間保管する必要があります。